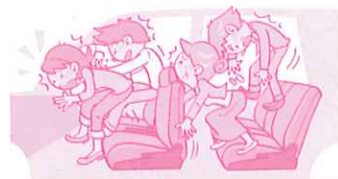


重点 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。



運転者は

発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認や着用後の発進を実践しましょう。

家庭・学校
地域・職場
では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣付けましょう。
- 出勤・退勤時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。



関係機関・
団体では

各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務や着用効果について周知を図りましょう。

県内統一行事

12月15日 (月)	広報活動強化の日	歩行者やドライバーに交通安全運動への積極的な参加を呼び掛け、広報活動を強化します。
12月19日 (金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強化します。
12月24日 (水)	街頭指導活動強化の日	児童生徒の登下校指導をはじめ、高齢者の歩行中における危険行動、運転者に対する歩行者保護や全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

★★★★★【NO!「危険ドラッグ」】★★★★★

店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、犯罪や交通死亡事故を引き起こすなど、深刻な社会問題となっています。

「危険ドラッグ」を使用しないための規範意識を醸成するとともに、「危険ドラッグ」の違法性、悪質性及び危険性に関する積極的な広報啓発活動を推進しましょう。

「危険ドラッグ」は、ゼッタイに持たない、もらわない、買わない、使わない!

平成26年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

平成26年

年末の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 12月15日(月)~12月24日(水)

スローガン

平成二十六年使用交通安全年間スローガン
内閣府特命担当大臣賞

南島原市 重村 京子さんの作品

お互いに
もてたらいいいね
思いやり



交通安全図画最優秀作品(平成25年度知事賞)
長崎県立長崎東中学校3年(当時)
やまうら さくら
山浦 咲良 さんの作品

重点

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

特別広報

- 脇見・ぼんやり運転の防止
- 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

重点1 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志を持ちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、酒量や時間に配慮しましょう。



家庭・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 飲酒運転追放の「三ない運動」
 - ・酒を飲んだら車を運転しない。
 - ・車を運転する前には、酒を飲まない。
 - ・車を運転する人には、酒を出さない。
 を実践しましょう。

関係機関・団体では

各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。



重点2 高齢者の交通事故防止

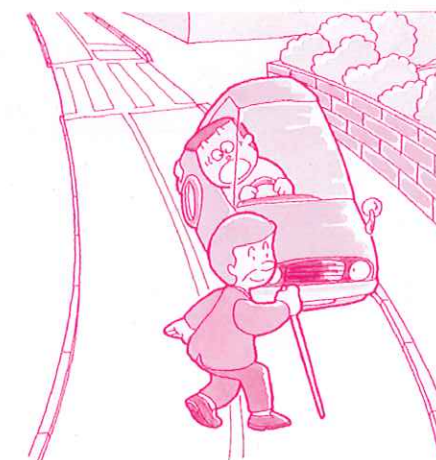
高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢運転者・高齢歩行者に対する保護意識の醸成を図るために次の項目を推進します。

高齢者は

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。
また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を付けて運転するように努めましょう。
- 高齢歩行者は、夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際には、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。
また、道路を横断する際は、左右の安全確認を十分に行い、横断歩道がある場所では、横断歩道を利用しましょう。

運転者は

- 周囲が見えづらい夜間・早朝・夕暮れ時などは、高齢者が道路を横断しているかもしれないと予測し、注意しながら運転しましょう。
- 歩いている高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど安全運転に努めましょう。



家庭・地域・職場では

- 身近で起きた高齢者の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者が夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際には、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に付けるよう促しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやり運転に心掛けるよう指導しましょう。

関係機関・団体では

- 高齢歩行者が多く利用する地域では、保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 高齢者の交通事故実態を踏まえ、交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。